

騒音規制の区域の区分

騒音規制の指定地域については、4区域に区分されており、都市計画法における用途地域との関係は次のとおりです。

区域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1・2種住居専用地域 準住居地域 及びその他の地域
第3種区域	近隣商業地域、 商業地域 及び準工業地域
第4種区域	工業地域